

韓国法人に対する日本国特許権の侵害を主張する訴えの国際裁判管轄が肯定された事例

知的財産高等裁判所 平成22年9月15日判決
平成22年(ネ)第10001号 特許侵害予防等請求控訴事件
判例タイムズ1340号265頁

木 村 耕 太 郎*

抄 録 被告が日本国内に住所または主たる事務所・営業所を有しない訴訟においては、わが国の裁判所が国際裁判管轄を有するかが問題となる。特許権侵害に基づく差止めを求める訴えおよび損害賠償を求める訴えは、国際裁判管轄の関係ではいずれも「不法行為に関する訴え」として扱われ、特許権の「実施」に該当する行為が日本国内で行われた場合には、不法行為地がわが国内にあるものとして、「特段の事情」のない限り、わが国の裁判所に国際裁判管轄が認められる。本件知財高裁判決は、日本国内から閲覧可能なウェブサイトの記載のみをもって「譲渡の申出」が日本国内で行われたと認められる可能性を示唆しており、若干、行き過ぎの感がある。平成23年4月に成立した改正民事訴訟法では従来の判例理論を明文化しているが、特許権等の知的財産権の侵害に関する訴えについては特段の規定を置かなかつたので、本件知財高裁判決を含む従来の判例法理は今後も有用である。

目 次

1. 事実関係および争点
2. 原審の判断
 2. 1 国際裁判管轄の判断基準
 2. 2 不法行為に基づく損害賠償請求について
 2. 3 特許権侵害差止請求について
3. 控訴審判決
 3. 1 控訴審における主張の追加
 3. 2 控訴審の判断
4. 国際裁判管轄に関する判例理論
 4. 1 国際裁判管轄と準拠法
 4. 2 マレーシア航空事件判決と「特段の事情」アプローチによる修正
 4. 3 義務履行地または不法行為地に基づき国際裁判管轄を認めることの問題
 4. 4 差止請求権と損害賠償請求権の関係
5. 本件判決の位置づけとその評価
 5. 1 円谷プロ事件最高裁判決との関係
 5. 2 ウェブサイトの記載と「譲渡の申出行為」

の認定

5. 3 「特段の事情」との関係
6. 民事訴訟法の改正とその影響

1. 事実関係および争点

控訴人（原告）Xは日本法人であり、発明の名称を「モータ」とする特許第3688015号（以下「本件特許」という）の特許権（以下「本件特許権」という）を有している。被控訴人（被告）Yは大韓民国法人であり、Xの主張によれば、Yは日本国内において業として原判決別紙物件目録記載のモータ（以下「被告物件」という）¹⁾の譲渡の申出をしている。

Xは、被告物件は本件特許の請求項1に係る

* 弁護士 Kotaro KIMURA

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

発明（以下「本件特許発明」という）の技術的範囲に属すると主張し、被告物件の譲渡の申出の差止および弁護士費用相当額の損害賠償を求めて、大阪地方裁判所において被告を提訴した。

本件の争点は、本件訴えにつきわが国の裁判所に国際裁判管轄があるかということに尽きる。

原告Xは、被告の特許権侵害の不法行為に基づく損害（弁護士費用）が発生したのは、原告本店所在地である京都市であるから、民事訴訟法5条9号および6条1項2号により、大阪地方裁判所に専属管轄が存在すると主張した。なお民事訴訟法5条9号は、「不法行為に関する訴え」について「不法行為のあった地」を管轄する裁判所（本件では京都地方裁判所）に訴えを提起することができることを定めている。また民事訴訟法6条1項2号は、本件事案に即して言うところ、特許権等に関する訴えについて、大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所である京都地方裁判所が（民事訴訟法の他の規定により）管轄権を有すべき場合には、その訴えは大阪地方裁判所の管轄に専属することを定めている。

これに対して被告Yは、「原告の主張によれば、日本全国各地でなされた特許権侵害行為及び世界各国でなされた特許権侵害行為のいずれについても、原告本店所在地が不法行為地とされてしまうのであり、明らかに不合理である。原告が主張する訴訟遂行のための弁護士費用の支払は、特許侵害から直接生じた損害ではなく、原告が弁護士を依頼することを選択したことによる二次的、派生的に生じた結果である。したがって、弁護士費用の支払地にまで不法行為地管轄を認めるべきではない。」と主張して、原告本店所在地を不法行為地として国際裁判管轄を認めることを争った。

また原告Xは、以下の事実からすれば、被告が日本国内で被告物件の販売の申出を行って

ることは明白であると主張した。

(ア) 被告は、日本国内で閲覧可能なウェブサイトにおいて被告物件を紹介するとともに、被告物件の販売の申出を行っている。すなわち、同ウェブサイトには、被告物件が含まれる「Slim ODD Motor」の「Sales Inquiry」（販売問合せ）欄に「Japan」と記載されており、「Overseas Network」（海外ネットワーク）の「Sales Headquarter」（販売本部）として「Japan」が記載されている。

(イ) 被告物件は、日本法人であるA株式会社およびB株式会社において製品に搭載すべきか否かの評価の対象となっている。

(ウ) 被告の経営顧問であるCが、日本国内において被告の業務に従事している。

(エ) 本件訴状は、東京都内の被告の主たる事務所または営業所と考えられる場所において、一旦被告に送達されたが、その後、被告は何らかの理由により受領を拒否した上、訴状の謄写をした。したがって、被告には、日本国内において被告宛の送達を受領する者が存在する。

これに対して被告Yは、「原告は、被告が日本国内で被告物件の譲渡の申出を行っていることを合理的に判断できる程度の証明をなし得ていない。また、譲渡の申出のおそれについても、原告は、抽象的に指摘するばかりで、具体的なおそれを一切明らかにしていない。」等と主張し、日本の裁判所に国際裁判管轄権があることを争った。

2. 原審の判断

原審判決²⁾は以下のとおり判示し、被告物件の譲渡の申出の差止請求および損害賠償請求のいずれの訴えについてもわが国の裁判所の国際裁判管轄を否定し、訴えを却下した。

2.1 国際裁判管轄の判断基準

「我が国の裁判所に提起された訴訟の被告が、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

外国に本店を有する外国法人である場合には、当該法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則であるが、例外として、被告が我が国と法的関連を有する事件について、我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところである。ただし、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分でないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である（最高裁判所昭和55年(オ)第130号同56年10月16日第二小法廷判決・民集35巻7号1224頁）。

そして、我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときには、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判籍に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである（最高裁判所平成5年(オ)第1660号同9年11月11日第三小法廷判決・民集51巻10号4055頁）。

本件訴えは、特許権侵害の差止請求（特許法100条1項）と特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条）が併合して提起されたものであるから、以下、それぞれの請求について、上記判断基準に従って我が国に国際裁判管轄があるかどうかについて検討することとする。」

2. 2 不法行為に基づく損害賠償請求について

「原告は、被告の特許権侵害行為（我が国における譲渡の申出）によって本件訴訟の提訴を余儀なくされ、弁護士費用相当の損害を被ったと主張し、同損害は、原告の本店所在地である

京都市において発生したとして、民訴法5条9号（不法行為地の裁判籍）により我が国に裁判籍があると主張する。

ところで、民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたことの客観的事実が証明されることを要し、かつそれで足りると解される（最高裁判所平成12年(オ)第929号同13年6月8日第二小法廷判決・民集55巻4号727頁）。

そうすると、我が国において損害が発生したことが証明されるのみでは足りず、不法行為の基礎となる客観的事実として原告が主張する事実、すなわち、本件においては日本国特許権である本件特許権の侵害事実としての、我が国における被告物件の譲渡の申出の事実が証明される必要があるというべきである。

そこで、以下、被告が我が国において被告物件の譲渡の申出をした事実が認められるかどうかについて検討する。」

以下では、ウェブサイトによる譲渡の申出について判示した部分を取り上げる。

「原告は、被告が被告のウェブサイトにおいて被告物件の譲渡の申出をしていると主張する。

たしかに、本件訴え提起時点で閲覧可能な被告のウェブサイト（英語表記）において『Slim ODD Motor』（スリム オプティカル ディスク ドライブ モータ）を紹介するウェブページ…が存在し、同ページの『Part Number List』という項目を選択すると、別のページ…が表示され、同ページには被告物件の一つである『DMBSFC06M』の品番が掲載されていることが認められる…。

また、同サイトにおいて製品一覧を示したウェブページ…の『Slim ODD Motor』欄の『Sales

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Inquiry』(販売問合せ)として、『Japan』(日本)も掲げられており、海外ネットワークを示したページ…においては、『Sales Headquarter』として、日本での拠点(東京都港区<以下略>)が示されていることが認められる。

さらに、被告の日本語表記のウェブサイトにおいても、『Slim ODD Motor』を紹介するウェブページ…が存在し、同ページの『購買に関するお問合せ』という項目を選択すると、『Slim ODD Motor』の販売に係る問合せフォーム(…『Section』欄に『Sales』と表記)が表示され、同ページの『製品に関するお問合せ』という項目を選択すると、『Slim ODD Motor』の製品に係る問合せフォーム(…『Section』欄に『Tech』と表記)が表示されることが認められる。また、同サイトの海外事業場を紹介するウェブページ…において、日本における販売法人として東京と大阪の拠点が掲載されていることが認められる。

しかしながら、上記英語表記のウェブサイトは、被告の製造する製品の一つとして、『Slim ODD Motor』を全世界に向けて紹介するものであり、日本語で表記された『Slim ODD Motor』の販売・製造に関する問合せフォーム…についても、プルダウンの選択次第で様々な製品に変更ができるものであり…、品番や具体的な仕様についても何ら示されていない。そうであるから、同フォームが表示されていることをもって、被告物件につき譲渡の申出があったとは認められない。

また、被告のウェブサイトの中には、被告物件のうち一部の品番(DMBSFC06M)が掲載されているページ…も過去には存在したが、同ページが英語で表記されていることに加え、同ページには当該品番のモータの定格電流、定格電圧、騒音及び振動が示されているにすぎず、同モータの他の具体的な仕様については何ら示されていないのであり、また問合せフォームに

もリンクしていないのであるから、当該品番のモータの一般的な紹介にとどまるというべきであり、同モータについて、我が国において譲渡の申出があったとは認められない。

したがって、被告が、上記ウェブサイトにおいて被告物件の譲渡の申出をしたとは認められない。」

「以上のとおり、本件全証拠をもってしても、被告が我が国において被告物件の譲渡の申出を行った事実を認めるに足りない。

よって、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求については、被告が我が国において特許権侵害行為をし、同行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されたものとはいえないから、民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍を認めることはできない。」

「上記のように、不法行為に基づく損害賠償請求について、我が国に民訴法に規定する裁判籍が認められないのであるから、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があるかどうかについて判断するまでもなく、同請求について我が国に国際裁判管轄を肯定することはできない。」

2. 3 特許権侵害差止請求について

「原告は、特許権侵害差止請求について管轄原因を主張していないが、他方で、本件は日本国特許権の侵害に係る訴訟であり、我が国の裁判所において侵害の有無を判断することが最も適切であると主張し、譲渡の申出のおそれがあるとも主張する。

たしかに、原告は、日本国特許権である本件特許権に基づいて、我が国における被告物件の譲渡の申出の差止めを求めているのであり、準拠法も本件特許権の登録国法である日本国特許法になると解される(最高裁判所平成12年(受)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁)。したがって、我が国における譲渡の申出の事実が証明されなかった場合であっても、そのおそれを具体的に基礎づける事実(そのおそれが抽象的なおそれでは足りず、具体的なものであることを要するのは当然である。)が証明された場合には、条理により、我が国の国際裁判管轄を肯定する余地もある。

しかしながら、前記…で認定・説示したとおり、本件においては、我が国において被告物件の譲渡の申出がなされたとは認められず、また、同認定事実からは、被告が我が国において被告物件の譲渡の申出をする具体的なおそれがあると推認することもできず、他にそのおそれがあることを具体的に認定し得る証拠はない。」

「よって、特許権侵害の差止請求についても、我が国の国際裁判管轄を肯定することはできない。」

3. 控訴審判決

3. 1 控訴審における主張の追加

Xは原判決を不服として控訴を提起した。控訴審において、控訴人Xは、国際裁判管轄の根拠として、原審で主張していた民事訴訟法5条9号(不法行為地)に加え、民事訴訟法4条5項(普通裁判籍)の規定により、「外国の社団又は財団」であるYは、東京都港区に「事務所又は営業所」(Yグループの日本法人である子会社の本店所在地でもある)を有し、仮にそうでないとしても、Yの「経営顧問C」はYの「日本における代表者その他の主たる業務担当者」に該当し(少なくとも「主たる業務担当者」に該当する)、同人は東京都内に在住していると主張を追加した。

またXは、損害賠償請求(不法行為)の準拠法は、「加害行為の結果が発生した地の法による。」(法の適用に関する通則法17条)から、日

本法が準拠法となるところ、民法484条によれば、債権者たる控訴人の住所地たる日本国(京都市)が義務履行地となるとして、民事訴訟法5条1号(義務履行地)に基づく国際裁判管轄の主張を追加した。民事訴訟法5条1号は、「財産権上の訴え」について「義務履行地」を管轄する裁判所に提起することができると定めている。なおXは譲渡の申出の差止請求および損害賠償請求のいずれの訴えについても義務履行地に基づく国際裁判管轄を主張している。

また、後述の「特段の事情」に関して、被控訴人Yは、「控訴人は、日本国に国際裁判管轄を肯定することが『条理』に適合すると述べ、その理由として、①被控訴人のモータを組み込んだDVDは日本国内に流通していること、②ホームページの記載、③名刺の記載、④サムスングループが世界企業であること、を理由とする。」としたうえ、「②③については、上述したとおり、国際裁判管轄を肯定するだけの理由とはならない。また、④についても、世界的な大企業であれば、どの国でも応訴が可能であるという『条理』が妥当ではないのは明らかである。なお、①について、控訴人は、被控訴人のモータを組み込んだDVDが日本国内で流通していることを掲げるが、この主張は、明らかに妥当でない。そもそも、控訴人は、あたかも被告物件が、専ら我が国向けに製造され、納入されている製品であるように述べるが、事実と反する。被控訴人は、日本向けに製品を製造しているものではない。被控訴人が製品を納入する先のメーカーによって完成された製品が全世界に流通する一環として、我が国にも輸入されている可能性を一切否定することが困難なだけである。このような被告物件につき、『条理』に基づいて国際裁判管轄があると認められるべきではない。」と主張している。

3. 2 控訴審の判断

控訴審判決³⁾は以下のとおり判示し、被告物件の譲渡の申出の差止請求および損害賠償請求のいずれの訴えについてもわが国の裁判所の国際裁判管轄を肯定すべきであるとして、原判決を取り消し、本件を大阪地方裁判所に差し戻した。

(1) 判断基準

「日本国裁判所たる当裁判所が審理判断するに当たり、本件のような渉外的要素を含む事件に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかどうかは、これに関する我が国の成文の法律や国際的慣習法が認められない現時点（口頭弁論終結時たる平成22年7月7日）においては、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により、条理に従って決定するのが相当と解される（日本の裁判所の管轄権に関する民訴法の改正案が先の国会に提出されたことは当裁判所に顕著であるが、未だ成立に至っていない）。

そして、上記条理の内容としては、我が国の民訴法の規定する国内裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきものと解される（最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決・民集35巻7号1224頁、同平成9年11月11日第三小法廷判決・民集51巻10号4055頁等参照。）

「一方、本件訴えは、前記のとおり、①特許権に基づく差止請求及び②不法行為に基づく損害賠償請求であり、これらは特許権又は金銭債権という財産権上の訴えであるが、これらについて、国内管轄に関する民訴法5条（財産権上

の訴え等についての管轄）との関係を検討すると、次のとおりである。

すなわち、上記②の不法行為に基づく損害賠償請求は、その文言解釈として民訴法5条9号にいう『不法行為に関する訴え』に該当することは明らかであり、また、①の特許権に基づく差止請求は、被控訴人（一審被告）の違法な侵害行為により控訴人（一審原告）の特許権という権利利益が侵害され又はそのおそれがあることを理由とするものであって、その紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではないことから、裁判管轄という観点からみると、民訴法5条9号にいう『不法行為に関する訴え』に含まれるものと解される（最高裁平成16年4月8日第一小法廷決定・民集58巻4号825頁参照）。

そして、本件訴えの国際裁判管轄の有無に関して斟酌される民訴法5条9号の適用において、不法行為に関する訴えについて管轄する地は『不法行為があった地』とされているが、この『不法行為があった地』とは、加害行為が行われた地（『加害行為地』）と結果が発生した地（『結果発生地』）の双方が含まれると解される所、本件訴えにおいて控訴人（一審原告）が侵害されたと主張する権利は日本特許第3688015号であるから、不法行為に該当するとして控訴人が主張する、被控訴人（一審被告）による『譲渡の申出行為』について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになる所と解するのが相当である。」

(2) 被控訴人による譲渡の申出の有無

「以上の認定事実、すなわち、被控訴人が英語表記のウェブサイトを開設し、製品として被告物件の一つを掲載するとともに、『Sales Inquiry』（販売問合せ）として『Japan』（日本）

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を掲げ、『Sales Headquarter』（販売本部）として、日本の拠点（東京都港区）の住所、電話、Fax番号が掲載されていること、日本語表記のウェブサイトにおいても、『Slim ODD Motor』を紹介するウェブページが存在し、同ページの『購買に関するお問合せ』の項目を選択すると、『Slim ODD Motor』の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること、控訴人営業部長が、被控訴人の営業担当者がODDモータについて我が国で営業活動を行っており、被告物件が…や…において、製品（ODD）に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること、被控訴人の経営顧問Cが、その肩書と被控訴人の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、被告物件の一つを搭載したDVDマルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば、控訴人が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。」

「被控訴人は、上記認定に対し、英語表記のウェブサイトにはDMB SFC 05B/Mの記載がないこと、被告物件のうちDMB SFC 06Mの品番が掲載されているページは、当該品番のモータの一般的な紹介にとどまること、『購買に関するお問合せ』は、プルダウンの選択次第で様々な製品・国に変更ができるものであるから、特定の品番や具体的な仕様に関する問い合わせではなく、一般的な問い合わせフォームであることなどを指摘し、譲渡の申出を行っていない旨を主張する。

しかし、我が国における当該サイトの閲覧者は、英語表記のウェブサイトにより、少なくとも被告物件の一つについての製品の仕様内容を認識し、日本所在の販売本部の住所等を知り得

るだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいても、『Slim ODD Motor』の製品紹介を見て、『購買に関するお問合せ』の項目を選択し、『Slim ODD Motor』の販売に係る問合せフォームを作成することが可能なのであるから、これらのウェブサイトの開設自体が被控訴人による『譲渡の申出行為』と解する余地がある。（下線は執筆者による。）当該頁中のプルダウンの選択次第で製品が変更ができることや製品を表示した英語表記のウェブサイトと販売の問い合わせフォームを作成できる日本語表記のウェブサイトとが直接リンクしていないことは、上記認定を左右するものではないから、被控訴人の上記主張を採用することはできない。」

（3）特段の事情の有無

「本件請求は、我が国に所在し日本法人である控訴人が、日本国特許権である本件特許権に基づいて、裁判を受ける権利の行使として、我が国において被控訴人が被告物件の譲渡の申出を行うことの差止めと損害賠償を求めているのであり、その準拠法も本件特許権の登録国法である日本国特許法になると解される（最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）。したがって、我が国の裁判所が、本件請求を審理判断することは、裁判の適正・迅速を期する理念に沿うものといえるのに対し、控訴人が被控訴人の本店が存する大韓民国において差止請求等を提起したとしても、上記認定事実に鑑みれば、同国の裁判所が国際裁判管轄を肯定する可能性は必ずしも高くはないものと解される。

他方、被控訴人は、東京都において販売の拠点を設けそのことを自らウェブサイトにおいて開示するとともに、英語表記のウェブサイトにおいて被告物件について製品紹介を行い、当該製品が日本にも流通していることを認識しているだけでなく、日本語表記のウェブサイトにお

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いて被告物件を含むODDモータの購入問い合わせを可能としているのであるから、当該物件に関して我が国において侵害訴訟等が提起されることは予想の範囲内のことということもできる。さらに、被控訴人は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業であるサムスングループに所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている…。

これらの事情からすれば、我が国の裁判所において本件請求に応訴することを被控訴人に求めることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するとはいえないものであり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連性があるから、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると認めることはできない。」

4. 国際裁判管轄に関する判例理論

4.1 国際裁判管轄と準拠法

渉外的な要素を含む訴訟事件においては、国際裁判管轄と準拠法が問題となる。国際裁判管轄とは、日本国の裁判所が当該訴訟事件を審理する権限を有するかという問題であり、準拠法とは、どこの国の法律を適用すべきかという問題である。

しかしながら、被告が日本国内に住所を有する自然人または日本国内に主たる事務所・営業所を有する法人である場合は、たとえ渉外的な要素を含む訴訟事件であっても、国際裁判管轄は当然に認められる。このことは、日本法人による日本国内の行為が米国特許権を侵害するかが問題となった最高裁平成14年9月26日判決【FM信号復調装置事件】⁴⁾において国際裁判管轄が争点となっていないこと、また日本法人による米国内の行為が米国特許権を侵害するかが問題となった東京地裁平成15年10月16日判決

【サンゴ化石粉体事件】⁵⁾において、被告の普通裁判籍（民事訴訟法4条4項）がわが国内に存するとして簡単に国際裁判管轄を認めていることから明らかである。

本件では、被告が大韓民国に主たる事務所・営業所を有する法人であったために、国際裁判管轄が問題となったのである。

4.2 マレーシア航空事件判決と「特段の事情」アプローチによる修正

最高裁昭和56年10月16日判決【マレーシア航空事件】⁶⁾は、わが国の国際裁判管轄の有無については、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理により決すべきであり、わが国の民訴法の国内の土地管轄に関する規定に照らして、たとえば、被告の居所、法人の事務所・営業所、義務履行地、被告の財産所在地、不法行為地、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、（被告が国内に住所、主たる事務所・営業所を有しなくとも）わが国の国際裁判管轄を認めるのが条理に適うとした。すなわち、わが国の民事訴訟法の国内の土地管轄に関する規定というのは、「東京地方裁判所」か「大阪地方裁判所」かを定めるための規定であって、わが国が裁判権を有するかとは本来何ら関係がないのであるが、これら民事訴訟法の規定によって、例えば「東京地方裁判所」が管轄を有すると認められれば、当該訴訟事件についてわが国が裁判権を有するものと逆に推論してよい、という意味である。

同事件では、マレーシアの国内便の墜落事故についての遺族による損害賠償請求訴訟について、被告マレーシア航空が東京都内に営業所を有するという理由で、わが国裁判所の国際裁判管轄を認めたのであった（当該営業所は、墜落便のチケットの発行に関与したわけではない）。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

その後、最高裁平成9年11月11日判決⁷⁾は、民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときであっても、わが国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、わが国の国際裁判管轄を否定すべきであるとして、従来から下級審の裁判例で採用されていた「特段の事情」アプローチを最高裁としても採用することを明らかにした。

4. 3 義務履行地または不法行為地に基づき国際裁判管轄を認めることの問題

マレーシア航空事件判決の考え方は逆推知説と呼ばれるものであるが、「義務履行地」や「不法行為地」に基づく国際裁判管轄を認めうるとした点は問題を残した。

義務履行地（民事訴訟法5条1号）に基づいて国際裁判管轄を認めることがなぜ問題かという点、金銭債務に関する持参債務の原則（民法484条⁸⁾と安易に組み合わせることにより、常に原告の住所・本店所在地に国際裁判管轄を認めうる結果となりかねないからである⁹⁾。このため学説上は、義務履行地に基づく国際裁判管轄を一般的に否定する見解もある。義務履行地に基づく国際裁判管轄を肯定する見解の中でも、学説上は、不法行為に基づく損害賠償債務に関しては履行地の管轄を認めず、契約上の義務の履行地に限る傾向が強いとされる¹⁰⁾。「義務履行地」の「義務」は契約上の義務に限られるという見解の中でも、さらに金銭債務を除くという見解もある。本件では、控訴審においてXは義務履行地に基づく国際裁判管轄を追加主張したが、裁判所は不法行為地に基づく国際裁判管轄を認めたため、この点は判断されなかった。

不法行為地に基づく国際裁判管轄については、民事訴訟法5条9号の「不法行為があった

地」とは、加害行為地（予見可能性を重視する見解）か結果発生地（被害者救済を重視する見解）かという問題がある。不法行為地とは結果発生地（損害発生地）であり原告の住所・本店所在地はすなわち損害発生地であるとする、被害者の住所地・本店所在地が常に国際裁判管轄の基礎となりかねないが、このような解釈は明らかに不当である。わが国の裁判例を見ると、加害行為地と結果発生地のどちらが理論的に正しいかを二者択一的に選択しているわけではなく、事案に応じて柔軟に、時には加害行為地に基づいて国際裁判管轄を認め、時には結果発生地に基づいて国際裁判管轄を認めている¹¹⁾。

いずれか一方に決めなければならない準拠法の問題と違い、国際裁判管轄については、「いずれでもよい」という立場があり得る。本件でも、控訴審判決はそのような立場に立ち、「この『不法行為があった地』とは、加害行為が行われた地（『加害行為地』）と結果が発生した地（『結果発生地』）の双方が含まれると解される場所、…被控訴人（一審被告）による『譲渡の申出行為』について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになる」と判示している。

ただし、本件の事案では、原審のように、端的に被告物件の譲渡の申出行為が日本国内で行われたかを問題とすれば足りたように思われる。仮に、ウェブサイトが日本国内から閲覧可能であるだけで足りるか否かを結果発生地説と結びつけて議論するのであれば実益があるだろうが、控訴審判決はそこまでの検討はしていない。

4. 4 差止請求権と損害賠償請求権の関係

民事訴訟法5条9号は「不法行為に関する訴え」について規定している。特許権侵害に基づく損害賠償を求める訴えがこれに該当すると

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

して逆推知説を適用することは当然可能であるが、特許権侵害に基づく差止めを求める訴えの扱いをどうすればよいかという問題がある。

一つの解決方法は、同一訴訟において損害賠償と差止めの両方を請求している場合には、まず損害賠償を求める訴えについて国際裁判管轄を認め、差止めを求める訴えについては併合管轄によって国際裁判管轄を認めるという考え方である。すなわち最高裁平成13年6月8日判決【円谷プロ事件】¹²⁾は、「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定（民訴法7条本文、旧民訴法21条）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると解するのが相当である。」としており、両請求に「密接な関係」があれば、一方について認められた国際裁判管轄を基礎として、他方についても国際裁判管轄が認められる。同一の特許権に基づく同一の侵害行為についての損害賠償請求と差止め請求が、かかる「密接な関係」を有することについては異論がないと思われる（なお、上記最高裁平成13年6月8日判決は特許権侵害に関する事案ではない）。

しかし、併合管轄の考え方では、差止めのみを求める訴えの場合の解決にならない。そこで、最高裁平成16年4月8日判決¹³⁾が、不正競争防止法3条1項の規定に基づく不正競争による侵害の停止等の差止めを求める訴えおよび差止請求権の不存在確認を求める訴えは、いずれも民訴法5条9号所定の「不法行為に関する訴え」に該当するとしていることが注目される。本件の控訴審判決も、同最高裁判決を引用して、「特許権に基づく差止請求は、…その紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではないことから、裁判管轄という観点からみると、民訴法5条9号にいう『不

法行為に関する訴え』に含まれるものと解される」としている。

5. 本件判決の位置づけとその評価

5.1 円谷プロ事件最高裁判決との関係

上記最高裁平成13年6月8日判決は、「我が国に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定（民訴法5条9号、本件については旧民訴法15条）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。」と判示している。被告が我が国においてした「不法行為」ではなく、違法性の有無を問題としない単なる「行為」としている点がポイントである。したがって本件における法的論点は、特許権侵害に基づく差止めおよび損害賠償を求める訴訟において、「被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係」とは何か、ということになる。

原判決は、「我が国において損害が発生したことが証明されるのみでは足りず、不法行為の基礎となる客観的事実として原告が主張する事実、すなわち、本件においては日本国特許権である本件特許権の侵害事実としての、我が国における被告物件の譲渡の申出の事実が証明される必要がある」としているが、「我が国における被告物件の譲渡の申出の事実」のみの立証で足りる意味なのか、当該「譲渡の申出」が、特許権を侵害することの立証まで要する意味なのか、若干不明確であった。

これに対して控訴審判決は、「被控訴人（一審被告）による『譲渡の申出行為』について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決せられることになる」と判示しており、日本国内において譲渡の申出行為があればよいという立場を採っているものと思われる¹⁴⁾。

なお、原判決は、差止め請求について、「我が国における譲渡の申出の事実が証明されなかった場合であっても、そのおそれを具体的に基礎づける事実…が証明された場合には、条理により、我が国の国際裁判管轄を肯定する余地もある。」としており、損害賠償請求よりも緩やかな基準で国際裁判管轄が認められる可能性を示唆している。これに対して、控訴審判決は、差止めを求める訴えも民訴法5条9号所定の「不法行為に関する訴え」に該当するとの立場から、損害賠償を求める訴えと同一の基準を適用するという立場を採っている。

5. 2 ウェブサイトの記載と「譲渡の申出行為」の認定

本件で問題となった被控訴人（被告）Yのウェブサイトの特徴について、判決文から知り得ることをまとめると、①英語のサイトと日本語のサイトがあること、②被告物件のうち、Yのウェブサイトに掲載されていたものは、品番で特定された3件のうちの1件のみであること¹⁵⁾、③しかもそれは英語のウェブサイトであって、日本国内から閲覧可能ではあるが、特に日本市場を対象とするサイトではないこと、④上記英語のウェブサイトから、プルダウンメニューにより日本所在の販売本部の住所等を知りうること、⑤Yの日本語ウェブサイトには、被告物件と同種の製品は掲載されているが、被告物件そのものは掲載されていないこと等の事情がうかがえる。

控訴審判決は、ウェブサイトの記載のみならず、Yの営業担当者や経営顧問の日本国内での活動内容、「被告物件の一つを搭載したDVDマ

ルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いこと」などを総合的に評価した結果として、日本国内における被告物件の譲渡の申出行為があったものと認定しているのであるが、一方で「これらのウェブサイトの開設自体が被控訴人による『譲渡の申出行為』と解する余地がある」とも述べており、ウェブサイトをかなり重視しているように見受けられる。しかし、本件の程度のウェブサイトの記載だけで国際裁判管轄が認められるとすれば、かなり問題があるように思われる。

5. 3 「特段の事情」との関係

前述のように、「特段の事情」は、逆推知説によれば国際裁判管轄が認められる場合に、これを認めないとするための方法論である。国際裁判管轄が認められるか否かを、「特段の事情」も含めて総合考慮して決めるのではない。

にもかかわらず、本判決では、判決文に「特段の事情」として挙げられた事実関係、就中「被控訴人は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業であるサムスングループに所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている」ことを重視して、ウェブサイトの記載等の事実関係と、これらの「特段の事情」との総合考慮を事実上している印象を受ける。

6. 民事訴訟法の改正とその影響

本件の控訴審判決は「日本の裁判所の管轄権に関する民訴法の改正案が先の国会に提出されたことは当裁判所に顕著であるが、未だ成立に至っていない」としているが、平成23年4月28日、第177回国会において「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」が成立し¹⁶⁾、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた（本稿執筆時点で施行日は未定）。

改正民事訴訟法は、従来、判例法として蓄積

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

されてきた国際裁判管轄についてのルール，特に逆推知説の考え方を明文化するものである(改正法3条の2～3条の12)¹⁷⁾。たとえば「不法行為に関する訴え」について、「不法行為があった地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において，日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。)」日本の裁判所に提起することができるとしている(改正法3条の3，8号)。また「知的財産権…のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は，その登録が日本においてされたものであるときは，日本の裁判所に専属する。」ことも規定している(改正法3条の5，3項)。

しかし，特許権等の知的財産権の侵害訴訟については，不法行為に関する訴えについての上記規定以上の規定はない。この点，「国際裁判管轄法制に関する中間試案」(平成21年9月)¹⁸⁾において，「知的財産権の侵害訴訟等については，特段の規律を置かないものとする。」とされたことによる。

「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」では，以下のように説明している。

「知的財産権の侵害に係る訴え(損害賠償の訴え，差止めの訴えなど)は，法第5条第9号の『不法行為に関する訴え』に当たると解されるところ(最決平成16・4・8民集58巻4号825頁参照)，日本で設定の登録がされた特許権等の侵害に係る訴えについては，特許権等の属地性に照らし，侵害行為の全部又は一部が日本国内で行われると考えられることから，第2の6の規律により，日本の裁判所に提起することができると考えられる。

他方，外国で設定の登録がされた特許権等の侵害に係る訴えについては，登録国の裁判所のみ訴えを提起すべきものとするかどうかが問

題となる。この点については，(i) 例えば，日本企業の間で外国の特許権等の侵害に係る紛争が生じた場合において，当事者が日本の裁判所で裁判をすることを望むのであれば，日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることが当事者の便宜にかなう，(ii) 同様に，当事者が，日本の特許権等について，外国裁判所に侵害に係る訴えを提起する旨の合意をした場合には，その合意を無効とする必要はないことから，特許権等の侵害に係る訴えの国際裁判管轄については，登録国の裁判所にのみ提起するべきものとはせず，第1，第2などの規律にゆだねることとしたものである。」

なお，「特段の事情」アプローチについては改正法3条の9において明文化されている。また「密接な関連」を有する請求との併合請求については，改正法3条の6に規定された。

以上の状況からすると，改正民事訴訟法が施行された後といえども，特許権等の知的財産権の侵害訴訟については，「不法行為に関する訴え」として国際裁判管轄の有無を判断することとなり，最高裁平成13年6月8日判決や，本件控訴審判決の先例としての価値は何ら変わらないということになる。

注 記

- 1) 品番で3件を特定し，それに加えて「上記品番のモータのほか，別紙被告物件説明書記載の構成を有するモータ」という形で特定している。
- 2) 大阪地裁平成21年11月26日判決・判例時報2081号131頁・判例タイムズ1326号267頁
- 3) 知財高裁平成22年9月15日判決・判例タイムズ1340号265頁。なお本件(平成22年(ネ)第10001号。以下「第1事件」という)と同日付で判決があった関連事件として，平成22年(ネ)第10002号(以下「第2事件」という)および平成22年(ネ)第10003号(以下「第3事件」という)がある。
- 4) 民集56巻7号1551頁・判例時報1802号19頁・判例タイムズ1107号80頁

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 5) 判例タイムズ1151号109頁
- 6) 民集35巻7号1224頁・判例時報1020号9頁
- 7) 民集51巻10号4055頁・判例時報1626号74頁
- 8) 持参債務の原則とは、弁済をすべき場所について別段の合意がない場合に、金銭債務については、債権者の現在の住所において履行しなければならないとする原則（民法484条）をいう。
- 9) 義務履行地に基づく国際裁判管轄の問題については、後述の改正民事訴訟法において、「財産権上の訴え」について「義務履行地が日本国内にあるとき」に国際裁判管轄を有するという規定の仕方を避け、「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え」等に限り「当該債務の履行地が日本国内にあるとき」に国際裁判管轄を有するとの規定となったため、従来の問題のかなりの部分が解決されている。
- 10) 学説の状況について、渡辺惺之・長田真理「義務履行地の管轄権」（新・裁判実務大系3「国際民事訴訟法（財産関係法）」（青林書院，2002年）74～81頁）参照。
- 11) 加害行為地が日本国内であることに基づいて国際裁判管轄を認めた裁判例として、大阪地裁昭和48年10月9日中間判決・判例時報728号76頁，東京地裁平成元年6月19日中間判決・判例タイムズ703号240頁。いずれも、日本国内で製品を製造した製造業者が、製品の瑕疵に基づく損害賠償債務の不存在の確認を求めた事案である。これに対して東京地裁昭和49年7月24日中間判決・判例時報754号58頁，東京地裁昭和59年3月27日中間判決・判例時報1113号26頁は、いずれも日本国内で発生した航空機事故の遺族が外国の航空機メーカーの製造物責任を問うため日本で提訴した事案であるが、不法行為地には加害行為地が含まれることを前提としつつ、結果発生地であるわが国の裁判所が国際裁判管轄を有するとした。
- 12) 民集55巻4号727頁・判例時報1756号55頁・判例タイムズ1066号206頁
- 13) 民集58巻4号825頁・判例時報1860号62頁
- 14) ただし、横溝大「特許権被疑侵害製品のウェブサイトへの掲載と国際裁判管轄」ジュリスト1417号172～175頁が、「原判決と異なり、判旨には前掲平成13年最高裁判決への言及もない。また、損害の発生や因果関係に関する言及もない。」ことを指摘しているように、控訴審判決が最高裁平成13年6月8日判決を単純に適用したものであるかは、疑問なしとしない。
- 15) 関連事件のうち、第1事件および第3事件においては、英語表記のウェブサイトにおいて被告物件の1つが掲載されているのに対し、第2事件においては「被告物件と類似する製品」が掲載されているだけであるにもかかわらず、第1事件、第3事件と同様の理由づけで国際裁判管轄を認めている。
- 16) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00034.html（参照日：2011.10.29）
- 17) ただし、消費者契約および労働契約に関して創設的な規定を設けるなど、判例法そのままというわけではもちろんない。
- 18) http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS_SNAME=Pcm1010&BID=300080059（参照日：2011.10.29）

（原稿受領日 2011年10月29日）